

工業用水道料金算定要領の説明書

平成 25 年 3 月

一部改正 令和 7 年 5 月

経済産業省地域産業基盤整備課

- 第一 基本原則
- 第二 算定期間
- 第三 総括原価
- 第四 料金の決定
- 第五 撤退負担金

第一基本原則

A. 告示

第一 基本原則

- 一 工業用水道事業者が供給規程に定める工業用水の料金（以下「料金」という。）は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとなるよう算定するものとし、かつ、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。
- 二 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条第 2 項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 6 項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。
- 三 工業用水道事業法施行規則（昭和 33 年通商産業省令第 84 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する料金に関する説明書については、別添様式によるものとする。
- 四 地方公共団体たる工業用水道事業者が供給規程に料金を定めようとするときは、本要領に定めるところを参酌して当該料金の算定を行うことができるものとする。

B. 説明

工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号。以下「事業法」という。）第 17 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 21 条第 2 項における料金決定上の基本的概念について、あらためて謳われている。

工業用水道事業は、豊富低廉な工業用水を安定的に供給し、もって工業の健全な発達に寄与することを目的としており、工業用水道料金は工業用水道事業者の能率的な経営を前提とした上で、公平な負担

と適正価格による供給を確保し、ひいては事業の健全な運営を可能ならしめることが重要である。

なお、料金決定に関する法律上の基本的概念についての具体的説明は、以下のとおりである。

(1) 能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること

独立採算性を建前とする地方公営企業の料金設定に当たって、適正な水準に落ち着かせる基準として採用されたものである。反面、原価を償えないような低料金では、サービスの提供も長続きしないため、地方公営企業の継続的な再生産活動を可能にするような料金設定が必要である。

(2) 公正妥当であること

料金水準については、サービスの提供に応じて原価を回収しうる料金を定めるという供給者側の要請と、料金に見合ったサービスの提供を受けられるという需要者側の要請の双方を反映しなければならない。

(3) 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするようなものではないこと

料金設定に当たって、特定の者に対し著しく不当な高水準又は低水準なものであってはならない。なお、施設建設時の相違等により採用されている種別料金等は、不当な差別ではない。

(4) 地方公営企業が定める料金について

料金は原価を償うものでなければならないが、それだけでは十分ではなく、さらに地方公営企業が健全に運営していけることを確保するものでなければならない。

地方公営企業は民間企業と異なり、営利を目的とするものではないので、過大な利益を目的とする必要はないが、企業としての経営基盤を維持し需要の増加やサービスの改善要求に応じていくためには、赤字を生じないようにするだけでなく、必要程度の利潤確保を通じて企業内部にある程度の資金を留保できるようにすることが必要である。

(5) 認可基準として扱うことについて

事業法第 17 条第 2 項に定められている「経済産業大臣認可」の基準について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条の規定（審査基準）の趣旨を踏まえ明確化されている。

事業法第 17 条第 2 項に規定している地方公共団体以外の工業用水道事業者の供給規程の認可においては、供給条件のうち料金については、本算定要領に従って算定されていることを認可基準として扱うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 6 項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。

(6) 料金に関する説明書について

工業用水道事業法施行規則（昭和 33 年通商産業省令第 118 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する料金に関する説明書については、本告示の別添様式「料金説明資料」によるものとする。

(7) 地方公共団体たる工業用水道事業者の料金算定について

事業法第 17 条第 1 項の届出において、地方公共団体たる工業用水道事業は、供給する工業用水の料金が公正妥当なものであるかを確認するため、本要領を参酌できるとすることを第一の四に規定している。

第二 算定期間

A. 告示

第二 算定期間

標準的な料金算定期間は、5年間とする。ただし、料金の算定を行おうとする工業用水道事業者であつてその営む工業用水道事業の特殊性、各費用の変動の状況等に鑑みこれによることが適当でないと認められる者にあつては、合理的な期間を設定できることとする。

B. 説明

料金算定期間を決定するに当たっては、当該期間に係る給水サービスの提供に関する原価構成要素を、いかに公正かつ安定的に期間配分するかにかかっている。

すなわち、原価把握の妥当性、経営管理の目標等のほかに、

- (1) 一定期間内におけるサービス提供に係る原価を、いかに適正に負担させるかということが重要である。いわゆる期間負担の公平性の問題である。これに基づけば、期間が短ければ短いほど原価構成要素の的確な把握が可能となり、期間負担の公平性が十分に確保されることになる。
- (2) 他方、料金算定期間は、(1)に掲げる機能を有するほかに、相当期間の持続性を有することが必要である。

いわゆる料金の安定性の問題である。期間は長ければ長いほど使用者にとって好ましいことになる。

この2つの相反する要因をいかに調和させるかが事業者の判断となるところであるが、工業用水道事業では、上記の各事由、物価推移、将来の需給見通し、過去の料金改定等を考慮して、これまでは原則として3年間としていた。

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会報告書（平成24年6月）（以下「報告書」という。）において、提言が示されており、この提言を受けて算定期間は、各事業の裁量による自由度を高めるため、標準的な期間として5年間とした。

なお、この期間を含め、また、後述する資産維持費も考慮し、今後の財政的な将来見通しを基にしつつ、需要者への説明責任を果たし、需要者の理解を得ることが必要である。

一方、給水開始が年度途中の場合、給水能力、契約水量等事業計画に大幅な変更が予想される特殊な事業、電力料金等費用の大幅な変更が予想される場合等には、5年未満の期間設定も可能である。

また、既に定めた料金について、その料金算定期間中に費用構成要因が大幅に上昇した場合や大規模需要者の倒産等の社会的・経済的変動により、当該期間中の料金が著しく不適当となり、経営上大きな支障を生じた場合には、当該期間中であっても料金改定を行うことはやむを得ないものと考えられるため、算定期間内であっても適時に料金の改定を行うことができる。

第三 総括原価

A. 告示

第三 総括原価

総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用、法人税等、資産維持費及び配当金を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものであると認められる累積欠損金（直近の事業年度の決算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を超える場合におけるその超える部分の

金額をいう。)があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一 営業費用

営業費用は、人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、負担金その他の維持管理費及び減価償却費の合計額とする。

(1)人件費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とする。

ア 人件費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画を考慮して、効率的な人員配置に基づいて適正に算定した額とする。

イ 退職給付費は、料金負担の期間的公平を図る見地から、単に料金算定期間中の支払所要額を基準とするのではなく、退職給付引当金を考慮した一定の基準により算定するものとする。

(2)動力費

動力費は、個別施設ごとの適正な稼働計画に基づく契約電力にその1キロワット当たりの価格(以下「契約電力単価」という。)を乗じた額及び使用電力量にその1キロワット時当たりの価格(以下「使用電力量単価」という。)を乗じた額等を合算して得た額とする。なお、契約電力単価及び使用電力量単価は、申請の日の属する月の前月の末日におけるものとするが、契約電力単価又は使用電力量単価の改定が確実に見込まれる場合は、改定後の契約電力単価又は使用電力量単価とすることができるものとする。

(3)薬品費

薬品費は、給水計画、原水の水質の実態、給水の水質基準(供給規程に定められている場合に限る。)及び過去の実績等を考慮した適正な薬品の使用量に当該薬品の単価を乗じて算定した額とする。

(4)修繕費

修繕費は、建物、構築物、機械及び装置等(以下「施設等」という。)の部門別に、過去の実績及び施設等の様態等を総合的に勘案し、当該施設等の適正な維持のために通常要すると見込まれる修繕費用を算定した額の合計額とする。ただし、施設等の部門別に算定することが困難な場合にあっては、個別施設ごとの費用を適正に合算して算定することができる。なお、これらの方法によることができない場合は、減価償却資産の総額を基準として過去の実績等を勘案して適正な率を乗じて算定することができるものとする。

(5)受水費

受水費は、料金算定期間中の給水計画に基づいた適正な受水量に適正な単価を乗じて算定した額とする。

(6)負担金

ダム負担金等の負担金は、負担割合に応じ適正に算定した額とする。

(7)その他の維持管理費

光熱水費、備用品費、通信運搬費等(1)から(6)までに含まれない費用は、その他の維持管理費とし、過去の実績、将来の事業計画及び各費用の性質等を勘案して適正に算定した額とする。

(8)減価償却費

減価償却費は、料金算定期間を通じて存する減価償却資産の取得価額及び料金算定期間中に増加する減価償却資産の期間計算を行った取得価額の合計額に対し、原則として定額法により適正

に算定した額とする。

二 営業外費用

営業外費用は、支払利息及びダム等水源施設費引当金の合計額とする。

(1) 支払利息

支払利息は、企業債利息及び同取扱諸費並びに資金計画に基づいて適正な条件で算定された一時借入金及び他会計借入金の利息の合計額とする。

(2) ダム等水源施設費引当金

ダム等水源施設費引当金は、建設に着手したダム等水源施設（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 23 条の規定による流水の占用の許可によって生ずる権利を有している施設に限る。）の総工事費のうち、工業用水道事業に係る負担金総額の $2/100$ （有収率（契約水量を計画給水能力で除した数値をいう。）が 70 パーセント未満の事業にあっては、 $2/100$ に有収率を乗じた数値）に相当する額以下とする。

三 法人税等

法人税等は、法人税法、地方法人税法及び地方税法により算定した額とする。

四 資産維持費

資産維持費は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持するために、事業用資産の建設、改良又は再構築等に充当されるべき額とし、適正かつ効率的、効果的な事業計画に基づいて算定するものとする。なお、資産維持費を総括原価に加えるに当たっては、不断の経営効率化努力、経営状態等の公開、適正かつ効率的、計画的な更新・耐震化計画及び資金計画の策定並びにこれらに伴う料金改定に関する需要者への説明と理解を前提とすることとする。

五 配当金

配当金は、料金算定期間中の資金計画等を勘案して適正に算定した額とし、需要者への説明と理解を前提とする。

六 控除項目

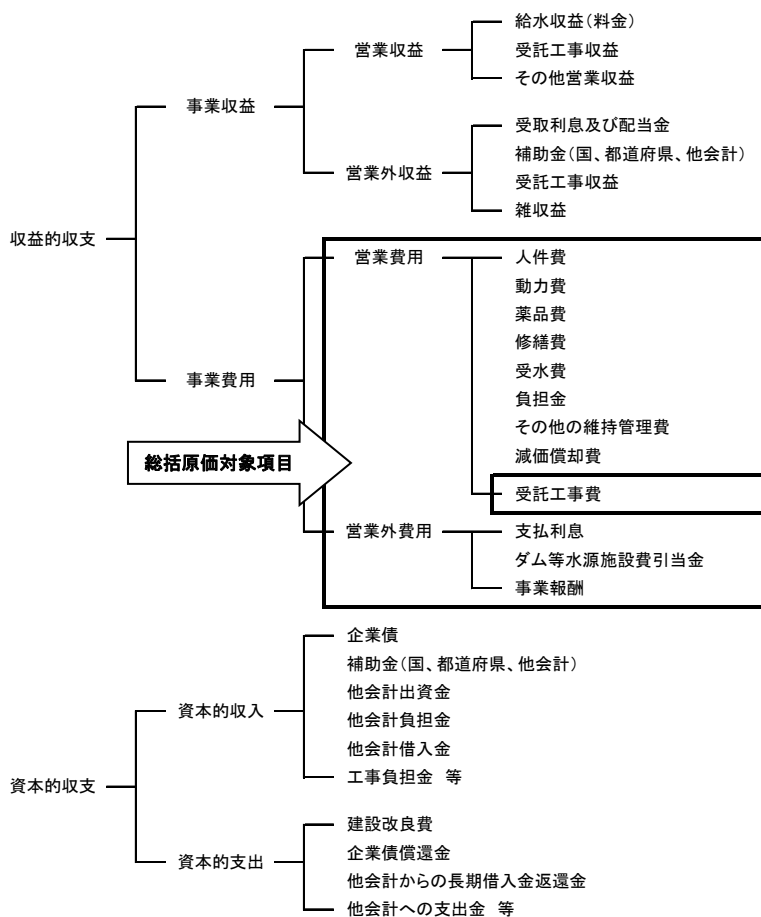
控除項目の額は、過去の実績、料金算定期間中の事業計画等を勘案して適正に算定した諸手数料その他事業運営に伴う関連収入（補助金により取得し又は改良した資産の償却に伴い収益化する長期前受金戻入額（以下「長期前受金戻入額」という。）を含む。）及び資産維持費（当該料金算定期間以前の料金算定期間におけるものを含む。）の額の累積額のうちその一部又は全部を充当して建設、改良又は再構築される固定資産（当該料金算定期間以前に建設、改良又は再構築されたものを含む。）に係る当該充当額を、当該固定資産の取得価額で除した値に、当該固定資産に係る減価償却額を乗じた金額の合計額とする。

B. 説明

(1) 総括原価

これまでの通達による工業用水道料金算定要領では、工業用水道における収支項目、総括原価の対象項目は、次のとおりであった。

【参考】これまでの工業用水道事業に係る収支の各項目

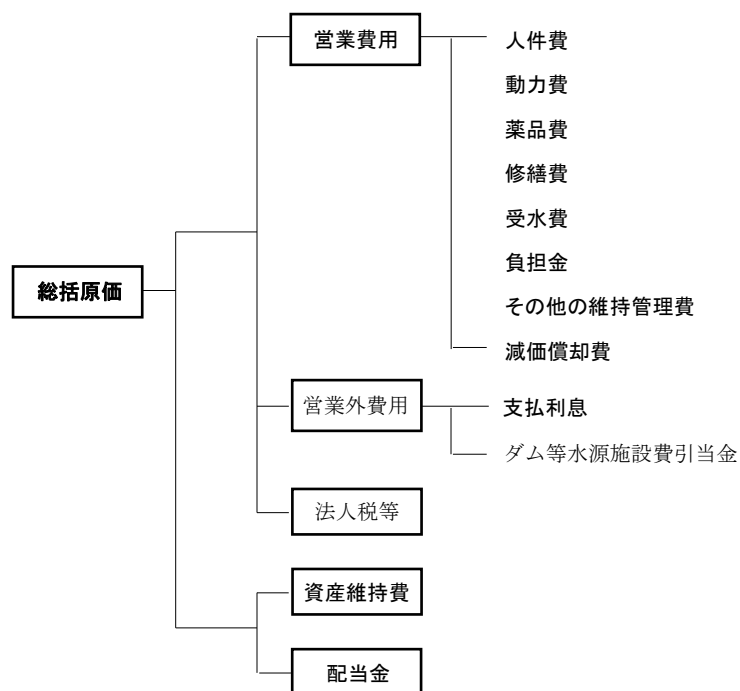


現佐の要領（告示）では、報告書において示された提言及び産業構造審議会地域経済産業分科会第7回工業用水道政策小委員会を受けて、総括原価を次のとおりとする。

総括原価＝営業費用＋営業外費用＋法人税等＋資産維持費＋配当金－控除項目

営業費用はこれまでどおりの費目とし、営業外費用から事業報酬を削除し、新たに将来の事業用資産の建設、改良又は再構築等に係る費用の原資を確保することを目的として、資産維持費を、公共施設等運営事業にて民間企業が参入する場合の費用項目の明確化を目的として、法人税等及び配当金を総括原価に含める。

総括原価に含まれる費目等は次のとおりとする。



総括原価に含まれる費用項目

(2) 総括原価の考え方

ア 総括原価とは、能率的経営のもとにおける適正原価（地方公共団体以外の工業用水道事業者においては、法人税等及び配当金を含む）に資産維持費を加えたものから控除項目の額を控除したものであり、このうち資産維持費とは、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築等に充当するものである。このため、料金決定に当たっては、この総括原価を回収できるように算定することを原則とする。

総括原価は、料金収入によって賄うべき費用の合計額であり、工業用水道の料金との関係は後述の「第四 料金の決定」に定めているとおり、料金収入と一致する。（控除項目については(9)参照。）

なお、適正原価の算定に当たって必要となる需要予測は、料金決定上の基本計画であり、有収率の大小等将来の事業動向を決定づける重要な項目であることから、この予測に当たっては、過去の実績、景気動向、地域の産業構造、回収率、工場立地に対する見通し等、需要に影響する各項目等を適正に把握する必要がある。

この他、需要予測に基づく施設計画、事業計画、資金計画等を十分に検討する必要がある。

また、「受託工事費その他の附帯的事業費」の扱いについては、当該事業によって利益を受ける特定者が当然負担しなければならないことから、総括原価に含めるものではない。なお、収益がある場合はその他営業収益に計上することが必要と考えられる。

イ 総括原価方式による料金決定は、水道・電気・ガス等の公共料金決定に当たって、一般的に使用されているが、これは、総括原価の算定に当たって、個別に必要となる費用について裏付けが存在し、料金負担の公平性・公正性が図れ、併せて実体資本を維持することが可能という利点をもっているためであると考えられる。

一方、総括原価方式による料金決定は、放漫な経営によって生じた経費も原価に含めることが可能となり、費用の算出方法が需要者にとって不透明である等の課題があることが、物価安定政策会議特別部会基本問題検討委員会の報告書（平成8年3月）等で指摘されているところでもある。

このため、他事業（上水道や電気事業）においては、料金算定要領の中に経営効率化計画を策定することや、その他情報公開の在り方について公表されている。工業用水道事業においても、経営効率化計画の策定や情報公開の在り方については、（一社）日本工業用水協会から平成17年3月に「経営健全化計画ガイドライン及び経営情報公開ガイドライン」が示されており、これを参考として説明責任を果たしていくことが重要であると考えられる。

ウ なお、工業用水道料金算定に当たっては、過去において、資金ベースと損益ベースの二通りの考え方があったが、現在では、総括原価主義を料金決定としていることから、損益ベースを基本としている。

(3) 累積欠損金の考え方

累積欠損金の発生原因は様々であるが、例えば、未売水問題・大規模災害・事業体が設定する政策料金等が挙げられる。

累積欠損金の解消方法については、その発生がいずれの者の責任によるかによって異なってくる。

例えば、立地を予定していた大規模需要者が立地しなかったために、計画給水量に比較して契約水量が著しく少量となり未売水が発生した場合には、料金の期間的公平性が損なわれない範囲で、また、他の需要者の合意を前提として累積欠損金を総括原価に含めることもやむを得ないと思われる。

一方、工業用水道事業者の安易な需要予測による過剰施設建設や、営業努力不足等のために未売水を抱え、その結果累積欠損金が発生したような場合は、明らかに事業者の責による場合と考えられ、当然総括原価に含めることはできない。

この場合、事業体内部の経営努力（水源の転用、遊休施設の売却、雑用水供給の拡大等）により解消すべきと思われる。

また、累積欠損金の発生が工業用水道事業者と需要者のいずれの責とも言えない場合の対応であるが、基本的には、各事業の実情（累積欠損金の額や需要者との関係）に応じてケースバイケースで、弾力的に対応していくべきであると考えられる。

なお、累積欠損金が発生している事業にあつては、健全な事業運営を確保し、もって豊富低廉な工業用水を安定的に供給していくため、なるべく早い時期に全額解消することが一般的には望ましいが、個別事業の実情に応じて各事業体が責任を持って返済計画を進めることが望ましい。

(4) 営業費用について

営業費用とは工業用水道事業を運営するに当たっての通常の営業活動に費やされる費用のこと

である。

ア 人件費

人件費は、過去の実績値等を基準に個別事情を勘案し算定できる方式になっている。このため、各事業の個別事情を加味することが可能となるが、その算定根拠を対外的（需要者、議会等）にも説明ができる内容であることが求められる。

- (a) 料金算定期間中の事業計画においては、大規模な改良工事の開始等に伴う増員計画等の有無を、また、集中管理システムの導入等で合理化を進めている場合には、合理化による人員削減計画を考慮すべきであり、料金説明資料中の、施設別年度人員数の推移がこれに対応するとともに、その変動についての説明が求められる。

人件費の算出に当たっては、施設部門別に効率的・合理的な人員配置に基づくことが必要であり、また、上水道との共同施設の場合には、料金説明資料中の組織図に記載される人員配置を実給水量アロケーション等に基づく適正な人員数となるように対応させることとなっている。

- (b) 人件費は、給料（本俸）、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額となっている。

- ① 「給料（本俸）」は、各事業体の人事委員会の勧告や、他部局との人事交流、経済情勢の推移にともなうベースアップ等を加味し、過去の実績額を基に適正に算定した額となっている。
- ② 「手当」とは、扶養、調整、管理職、時間外、夜間勤務、通勤、住居、特殊勤務、子ども、期末及び勤勉等の手当である。
- ③ 「賃金」とは、比較的長期間にわたって雇用される臨時職員に支払う労働の対価である。したがって、料金算定期間中に臨時職員の雇用が予定される場合は、年次別にその業務量を想定し、人員及び単価等を予定して、賃金を計上する。

なお、一時的なアルバイト、季節雇用者分等は賃金には当たらず、むしろその他の維持管理費に計上すべきであると考えられている。

- ④ 「報酬」とは、嘱託職員に対する支弁額である。
- ⑤ 「法定福利費」とは、共済費のことであり、各種負担金、公務災害基金負担金等である。
- ⑥ 「退職給付費」とは、退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払いに当たって不足が生じた場合の当該不足額の料金算定期間中の配分額である。料金負担の期間的公平を図る見地から、単に料金算定期間中の支払所要額を基準とするのではなく、公営企業会計制度の見直しに伴い義務化される退職給付引当金の計上を前提として算定するものとする。

なお、「退職給付引当金を考慮した一定の基準により算定」としているのは、公営企業会計制度の見直しに伴い義務化される退職給付引当金の導入について、必要な引当額の計上を15事業年度を限度として分割して計上できるとした経過措置を踏まえたものである。

イ 動力費

- (a) 動力費は、浄水場、配水池等における工業用水の供給に必要な動力の費用であり、各施設の適正な稼働計画を基に算定するものとする。

なお、浄水場等の動力費の算定手順は、施設の稼働計画のうち給水計画（給水量の見込み）から求めることになるが、水処理プロセスのロス（7%）を見込んで以下の式による処理水量を基に算定することが一般的となっている。

$$\text{処理水量} \geq \text{実給水量} \div 0.93$$

- なお、契約電力量単価及び使用電力量単価は、申請の日の属する月の前月末の日におけるものとするが、これらの単価の改定が確実に見込まれる場合は、改訂後の単価とすることができる。
- (b) 動力費は、薬品費と同じく、工業用水道事業の稼働計画に大きく左右される変動費用であり、かつ個別施設ごとに使用電力量が大きく異なるため、本費用の算定に当たっては、施設ごとの稼働計画をもとに契約電力及び使用電力量等を適正に予測して算出することが求められている。

なお、季節料金や深夜割引料金制度を積極的に導入検討することは当然である。

- (c) 「太陽光発電促進付加金」「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を電気料金の一部として事業者が負担している場合は、これらを動力費に含めるものとする。

ウ 薬品費

薬品費とは、原水の浄化のために消費する薬品の経費のことであり、給水計画等を基に算定するものとするが、動力費の算定と同様に水処理プロセスのロスを見込んだ処理水量を基に算定するものとする。

なお、薬品の単価については、料金算定期間の前年度までの実績を勘案のうえ、物価変動が見込まれる場合には、これを加味して単価の見積りを行うことが求められる。

エ 修繕費

- (a) 工業用水道事業については、施設の合理的稼働が工業用水の安定供給の前提であるため、施設の管理・運営を十分に維持していくことが必要である。特に事業の発足以来相当の年数を経過し、施設の経年劣化が年々顕著となってきた場合、施設の老朽化は、機能の低下にとどまらず、事業の安定性を阻害し、サービスをも低下させる要因となる。

従って、修繕費の算定は、施設の合理的な稼働と計画的保守管理を目指し、事業の安定供給を図る観点に立って適正な経費を計上しなければならない。

- (b) 固定資産の維持等に要する支出には、改良的なものと維持的なものの二つがあり、料金算定上修繕費として計上するのは、このうちの後者だけである。

期間損益の適正な計算上、上記の両者は、明確に区分されなければならない。前者は資本的支出として、後者についてのみ収益的支出たる修繕費として処理されることになる。

両者の区分基準は、一般には以下のように取扱われている。

- ① その支出によって、当該固定資産の耐用年数の延長、価値の増加、または機能の増進があるときは資本的支出（改良費）として計上。
 - ② 上記①以外の支出で、当該固定資産の原能力を保持し、また、現状を回復するにとどまる支出については、収益的支出（修繕費）として計上。
- (c) 修繕費の計上の方法は、次の方法が考えられる。
- ① 建物、浄水設備等の構築物、機械及び装置等（以下「施設等」という。）の部門別の取得価格（資産を再評価した額）に一定率を乗じて算定
 - ② 個別の施設等ごとの修繕費用の積上計算
 - ③ 減価償却資産の総額を基準として過去の実績等を勘案して適正な率を乗じて算定

このうち確実な方法は、②の積上方式であるが、施設管理の長期的展望の見地からは毎年一定率の修繕費を計上して、期間負担の公平化を図ることが適当であり、このため原則的には①が最適と考えられる。ただし、これらの方法で必要な修繕費が見積もれない場合には、③も認められている。また、上記「一定率」の算出に当たっては、施設の合理的稼働と長期的保守管理の観点

に立って、過去の実績値の平均値を考慮する等の適正な値を採用することが求められる。

(d) 修繕費の算出の対象として、土地や立木等の非償却資産、及び、水利権、地上権、借地権、ダム使用権等の無形固定資産は含まない。

(e) 修繕費の概念は、修繕に要する一切の費用と解されるが、通常はその内容を整理して請負工事費、材料費、路面復旧費等に限定されている。

(f) 修繕費の支出は、規模、方法及び時期等について、かなりの弾力性をもっていると考えられ、一般に、事業財政が良好なときには、ほぼ適正規模で実施されるが、逆に、財政が悪化すると、これが極端に圧縮されるなど、往々にして事業の財政事情に左右されるきらいがある。

従って、この結果、工業用水道施設全体の耐久力が低下し、損傷と危険範囲が拡大し、適時に修繕を施した場合には比較的少額の経費で十分だったものが、後になって大修繕あるいは、更新を要する等多額の支出を余儀なくされる場合も考えられる。このことは、サービス維持、使用者負担の適正かつ期間的公平の面からも、安定的に修繕費を確保することが必要であると考えられる。

(g) なお、修繕工事費の算定に当たっては、当該地域の特性、例えば塩害、雪害、あるいは交通事情（都市化、重車両等による舗装の条件等）等、自然的・社会的条件の違いが各施設に与える影響等を十分に検討した上で計上することが求められる。

オ 受水費

受水費は、事業者が他の事業者から用水を供給される場合等に計上でき、受水の形態及び条件は各事業体によってそれぞれ異なり一様でないが、一般的には原水の買水方式をとっているものと考えられる。

料金説明資料においては、責任水量制、従量制等々の買水条件を明確にするとともに、受水費としては自己の給水計画に基づき適正に算定された額とすることが求められる。

カ 負担金

負担金（又は分担金）の算定は、その種類、性質によって一様ではないが、一般に工業用水道事業に関する負担金としては、以下のもの等が考えられる。

① ダム管理負担金

多目的ダムに参加し、建設完了後の維持管理費を一定割合によって負担する場合

② 共同施設管理費負担金

ダム以外の各施設の建設完了後の維持管理費を一定割合によって負担する場合

③ 上水道施設利用者負担金

上水道の施設の一部を利用して工業用水道事業を営んでいる場合の負担金

なお、負担金は、人件費、動力費、薬品費、その他物件費、一般管理費等が協定に基づき、取水量、契約水量、実給水量等のアロケーションにより按分された額となっており、事業者間の負担割合が適正に算定されていることが求められる。

キ その他の維持管理費

光熱水費、備消耗費、通信運搬費、委託費等の上記アからカまでに含まれない営業費用は、その他の維持管理費として個々の費目ごとに事業計画等に基づき、適正に算定するものとなっている。

ク 減価償却費

(a) 減価償却費とは、土地等を除く有形固定資産及び無形固定資産の使用に伴って発生する価値の

減少に関して、その固定資産の取得価額等を使用可能な期間（稼働、遊休を問わない）に配分して、当該固定資産に投下された資本を料金として回収するためのものである。

特に工業用水道事業が施設の運営により成り立つ業務であるとする観点から、この減価部分を長期に渡り、しかも期間毎に、いかに公平かつ合理的に配分するかが期間原価の構成に影響を与えるという点で極めて重要である。

（b） 減価償却の目的としては種々の説があるが、一般的には以下のもの等が考えられる。

- ① 固定資産稼働に係る期間原価と費用化部分の算定
- ② 固定資産の現在価額の決定
- ③ 実体資本維持の立場からの内部留保資金の維持

（c） 償却資産とは、土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産で、毎事業年度減価償却を行うものである。これは有形固定資産と無形固定資産とに分類され、このうち後者に属するものとしては水利権、地上権、借地権、ダム使用权、公共施設等運営事業にあつては民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権等がある。

なお、毎年度費用化するためには各年度に費用発生原因としての減価償却事実が必要となるため、経常的減価が想定されない土地、立木等は減価償却を行う資産から除かれることとなる。

（d） 減価償却の算定方法は、地方公営企業法施行規則別表第 2 号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法によって行い、無形固定資産は定額法によって行うものとされている。

この際、一旦採用された償却方法は毎年度継続して用いられるべきであり、償却方法を途中で変更することはできない。

工業用水道料金に関する減価償却費の算定に際しては、料金の平準化のため定額法が原則とされているが、その算式は以下の通りである。

$$\text{年間償却額} = \frac{\text{取得価額} - \text{残存価額}}{\text{耐用年数}}$$

① 取得価額

通常は取得原価による。

② 残存価額

取得価額の 10%（ただし無形固定資産の減価償却にあつては残存価額は零）。また、償却範囲額は取得原価の 5%までとするが、例外として、鉄骨・鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造等の建物、構築物等については、取得価額の 95/100 に達した後もなお、取得価額が 1 円に達するまで減価償却を行うことができる。

③ 耐用年数

地方公営企業法施行規則の別表第 2 号に個別耐用年数が一覧表として定められているが、上水道や工業用水道事業などでは、実際には同表（注 1）に示されている総合耐用年数（取水、浄水設備等は 58 年）を用いることも可能である。

（e） 減価償却は、原則として資産を取得した年度の翌年度から開始する。ただし、建設仮勘定の資産は、給水開始年度（資産台帳に計上分）の翌年度から償却を開始する。なお、一部給水により営業を行う場合は、原則として稼働施設についてのみが償却対象となる。

（f） 国庫補助事業等相当部分について取得原価に含めないことにより減価償却の対象にしないこ

とができる規定（いわゆる「みなし償却」）については、平成 24 年の地方公営企業会計制度の見直しの中の 1 つである会計基準の見直しにより廃止された。これにより、償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を順次収益化するものとする。これについては、平成 26 年度予算及び決算から適用（早期適用も可能）される。

(5) 営業外費用について

料金算定上の原則たる総括原価の概念は、通常の営業活動に費やされる人件費等の営業費用に加えて、更に需要者の利益を確保し、事業のサービス水準を維持、向上させる必要から、実体資本を維持するのに必要な費用をも含むものである。これを「営業外費用」と称している。

その算入根拠については自己資本によるものと、外部から調達した他人資本によるもの等が含まれる。

ア 支払利息

支払利息は事業の建設・維持のために借り入れたすべての他人資本に対する利息であり、具体的には企業債利息、同取扱諸費、一時借入金利息及び他会計借入金利息の合計額とし、料金算定期間内に発生するすべての費用を計上する。

(a) 企業債利息

企業債に関する支払利息の計上は、既定の起債条件により算定する。企業債は発行年別及び政府債、公庫債、縁故債等の区分別に整理し、元金、利息、返済等を明瞭に区分・計上する。また、新規債については、その直近の起債条件を基に算出する。

(b) 企業債取扱諸費

既定の起債条件により算出する。

(c) 一時借入金利息

借入額の算定に当たっては、事業計画、資金計画及び過去の実績等を勘案しつつ、金融事情等を考慮した利息を計上して、当該年度に償還する。

(d) 他会計借入金利息

借入総額、借入先、借入条件を明確にする。

イ ダム等水源施設費引当金

ダム等水源施設への参加を前提に、暫定（豊水）水利権を取得して給水を行っている工業用水道事業については、ダム等水源施設参加に伴う将来的な費用発生が確実に見込まれるものであり、当該費用を合理的に見積もることができる場合には、ダム等水源施設費引当金として料金に算入することができる。

当該施設が稼働し費用化される時には、減価償却費の算定に際し取得価額から引当金額を控除するものである。

なお、実施計画調査段階におけるダム等水源施設については、建設に移行できない可能性もあり、アロケーション等も未定であることから、当該段階では費用としては計上しないこととなっている。

引当金の算定に当たっては、減価償却費の平均償却率 $0.02[(100-10) \div 45 \div 100]$ を用いる。ただし、有収率が 70%未満の事業にあっては、先行需要者に対する過重な負担を避けるため、軽減して算定（ $2/100$ に有収率を乗じた数値）する。

(6) 法人税等について

法人税等は、法人税法、地方法人税法及び地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

(7) 資産維持費について

資産維持費を新たに総括原価に組み込んだことに関連し、これまで営業外費用に含まれていた事業報酬は削除した。

資産維持費は、事業の施設・設備等の実体資本を維持するために、将来の事業用資産の建設、改良、再構築等に充当されるべき額（あらかじめ大規模修繕に対応する費用を原価に算入するものではない）であり、また、これをあらかじめ計上することによって、資産取得の前後での料金の平準化に資することとなる。

適正な資産維持費は、「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」を参考にして、維持すべき資産に係る将来の更新費用を算定し、財源確保方策を含む中長期的な財政の見通しをたてていく中で、決定していくべきものである。

なお、維持すべき資産とは、現在工業用水を供給するために要している有形固定資産及び無形固定資産の償却対象資産とする。

また、資産維持費を総括原価に加えるに当たっては、不断の経営効率化努力、経営状態等の公開、適正かつ効率的、計画的な更新・耐震化計画及び資金計画の策定並びにこれらに伴う料金改定に関する需要者への説明と理解を前提とすることとする。

さらに留意すべき点として、資産維持費は料金原価算定上の原価項目であるため、会計上の費用として計上することはできず、そのため、公営企業会計決算時には当年度純利益として計上されることになる。資産維持費はあくまで上記目的のために計上する費用であるので、事業用資産の建設、改良、再構築等に充当されるべきであり、確実に将来の更新・再構築事業の財源として区分していくことが求められる。

(8) 配当金について

配当金は、料金算定期間中の資金計画等を勘案して適正に算定した額とし、需要者への説明と理解を前提とすることとする。

(9) 控除項目について

料金（基本料金）を算定するためには、総費用（営業費用＋営業外費用＋資産維持費）から基本料金収入以外の収入等を控除して計算する必要がある、これを控除項目といっている。

控除項目の中には、過去の実績、料金算定期間中の事業計画等を勘案して適正に算定した諸手数料の他、材料売却収益、超過料金、メーター使用料、受取利息、一般会計補助金、補助金により取得した資産の償却に伴い収益化する長期前受金戻入額、及び資産維持費を充当して取得等した固定資産に係る減価償却費のうち当該資産維持費充充分に対応する額の合計額等が該当する。

第四 料金の決定

A. 告示

第四 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率（各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。）が 70/100 未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。

$$\text{料金} = \frac{(\text{経費} + (\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入額} + \text{支払利息}) \times \text{年平均有収率} \times 100/70 + \text{法人税等} + \text{資産維持費} + \text{配当金}) - (\text{控除項目合計額} - \text{長期前受金戻入額})}{\text{契約水量}}$$

経費＝人件費＋動力費＋薬品費＋修繕費＋受水費＋負担金＋その他の維持管理費

B. 説明

(1) 料金の決定

料金とは、基本料金のことをいい、本要領は、これを定めるものとなっている。

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとし、特定の者に対して不当に高くあるいは低く定めることがあってはならない。

また、必ずしも単一料金である必要はなく、不当に差別的でない限り需要者を区分し、その区分ごとに定めることも差し支えないと考えられる。

区分の例としては、創・増設時期の相違、工業用水道の布設費用及びこれに対する需要者の負担した負担金の額、水質や水源の相違、地下水転換に伴うもの等が考えられる。

料金収入額は、総括原価と一致する。

なお、料金体系については、いわゆる責任水量制以外にも契約水量（基本水量、特定水量）に基づく定額制の基本料金と実際使用した使用水量に応じて算定する使用料金を合算する二部料金制やその他の料金体系を採用することも可能である。

料金収入額＝総括原価

＝（営業費用＋営業外費用＋法人税等＋資産維持費＋配当金）－控除項目

料金の計算式は、次のとおりである。

$$\text{料金} = \frac{(\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{法人税等} + \text{資産維持費} + \text{配当金}) - \text{控除項目}}{\text{事業者が定める料金体系の基礎となる適切な水量}}$$

(2) 有収率計算

ア 「有収率計算」とは、有収率（契約水量／給水能力）が 70%に満たない事業の料金を算定する際、資本費用（減価償却費－長期前受金戻入額＋支払利息）については、全額を料金に算入せず、その一部（有収率×100/70）だけを算入しようとするものである。〔給水能力は、給水可能な能力（現在給水能力）〕

イ 「有収率計算」の目的としては、次のことが求められている。

- （a） 給水開始後、有収率が低い事業においては料金が高くなり、先発需要者に高負担を強いることになるが、有収率計算をすることにより費用の期間負担の公平性さが図られるようになること。
- （b） 料金を低く抑えることにより、新規企業の進出を促し、有収率向上の実現を促進しうること。
- （c） 有収率が 70%を越えると料金収入が安定するとされているが、この 70%を一応の努力目標値

として、事業体の経営努力の促進を図ること。

未売水発生については、既存企業の撤退・倒産、立地予定企業の計画延期・中止、不十分な需要見込みに基づく過大施設建設による費用増嵩、産業構造の変化、回収率の向上等、様々な原因が考えられる。

有収率計算を行うかどうかは、今後の有収率の変動の可能性、工業用水道事業運営に係る費用負担のあり方等、各事業の実情を十分勘案して、各事業体が判断するものとなっている。算定期間内に、新規企業立地による契約水量の増加や既存企業の大幅増量等、有収率上昇が明らかに認められる場合は、費用の期間負担の公平性から、有収率計算をすることがふさわしいケースにあたる。

(3) 料金、有収率及び経費の計算式

料金の計算式、有収率の計算式及び経費の計算式を次に示す。

$$\text{料金} = \frac{(\text{経費} + (\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入額} + \text{支払利息}) \times \text{年平均有収率} \times 100 / 70 + \text{法人税等} + \text{資産維持費} + \text{配当金}) - (\text{控除項目合計額} - \text{長期前受金戻入額})}{\text{契約水量}}$$

$$\text{有収率} = \frac{\text{事業者が定める料金体系の基礎となる適切な水量}}{\text{給水能力}}$$

$$\text{経費} = \text{人件費} + \text{動力費} + \text{薬品費} + \text{修繕費} + \text{受水費} + \text{負担金} + \text{その他の維持管理費}$$

第五 撤退負担金

A. 告示

第五 撤退負担金

- 一 料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が、工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。
- 二 撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。
- 三 撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。

B. 説明

撤退負担金については、産業構造審議会地域経済産業分科会第17回工業用水道政策小委員会及びその下に立ち上げた工業用水道事業の経営基盤等に向けたワーキンググループにおいて、既存ユーザー撤退への対応について議論する中で、これまで撤退負担金にかかる定義や考え方が示されていなかったことから、今回の議論での一定の結論を基にその基本的な考え方を示すものである。

本要領に示す基本的な考え方については、工業用水道事業者が料金の算定において、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提としていることから、現行料金の

前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとしている。

この考え方については、地域、すべての需要者及び工業用水道事業者の状況等が事業ごとに異なることから、工業用水道事業者はそれを十分に考慮する必要がある。

このため、必ずしも本要領に示す基本的な考え方と同一の取り扱い及び撤退負担金の導入を強制するものではなく、あくまでも料金の算定後の需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましいとするものである。

また、既に撤退負担金やそれに類似する取り扱いを導入している工業用水道事業者においては、その内容についての改正を求めるものではない。

しかしながら、撤退負担金の導入及びその額の決定にあたっては、当該需要者の理解を得ることが重要であることから、当該需要者とのコミュニケーションを十分に行うことが必要である。